

「バーゼルⅡ第1の柱に関する告示の一部改正（案）及び

第3の柱に関する告示（案）等の公表（意見募集の実施）」への意見一覧

（第3の柱に関する告示案及び監督指針案）

番号	条文	意見の概要	回 答
1	開示項目全体に対する意見	平成18年7月28日公表別紙1項番3では、「定性的な開示事項についてグループ内で開示すべき内容に同一のものが含まれている場合には、金融機関の負担を考慮して、効率的に開示することも可能と考えています。具体的な取扱いについては、今後監督指針の改正も含め検討していきたいと考えています。」とされている。今回の改正案にはこの取扱いが示されていないが、別途示されるのか。	グループ内で開示すべき同一の事項に関し、どのような開示方法であれば効率的かつ適切な開示が行えるのかについて具体的なご提案があれば、検討したいと考えています。
2	開示項目全体に対する意見	内部格付手法を採用する銀行グループの適用除外資産等、開示の簡略化が適当と判断する資産には、開示の面でも重要性の原則が適用されると考えてよいか。また、適用される場合、当該資産について、地域別・業種別・残存期間別等の区分開示等に過度のシステム対応等が必要になる場合、「その他」等に合算して開示するといった対応を行うことは可能か。	<p>ご指摘を踏まえ、以下の記述を監督指針案に盛り込むことと致します。</p> <p>「(1) 一般的な留意事項」に追加：</p> <p><u>また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</u></p> <p>上記は、バーゼルⅡ最終文書（パラグラフ817）の第3の柱における「重要性」(Materiality)の考え方に則ったものです。この考え方に沿って、情報開示の簡略化等が当該情報の利用者による経済的な意思決定に与え得る影響を考慮しつつ、開示方法の簡略化等を図ることは一般的に妥当と考えられます。一方、第3の柱における「重要性」は、内部格付手法の適用除外資産を決定する際の「重要性」の観点</p>

番号	条文	意見の概要	回 答
			とは必ずしも一致しないため、それらの資産に関する情報開示を一律に簡略化することが適当とは言えない面があることに注意が必要です。
3	第 2 条 第 2 項 第 5 号 等	告示案第 2 条第 2 項第 5 号及び同条第 3 項第 5 号に派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する開示項目が新設されたが、長期決済期間取引の取扱いについては第 1 の柱において平成 20 年 3 月 31 日から適用する経過措置が設けられていることから、第 3 の柱に係る開示についても平成 20 年 3 月期からになるという認識で良いか確認したい。	そのような理解で差し支えありません。
4	第 2 条 第 3 項 第 1 号 イ (4) 等	<p>「基本的項目のうち(1)から(3)（連結は(4)）までに該当しない資本調達額」の定義が不明確である。会社法施行に対応した第 1 の柱に関する告示を踏まえ、修正すべきではないか。</p> <p>(理由) 「資本調達額」というと新株予約権や新株式払込金等が想定されるが、本規定の対象には自己株式、為替換算調整勘定、その他有価証券評価損等も含まれると思われるため、「(5)基本的項目の額のうち(1)から(4)までに該当しないもの」等に表現を変えたほうがよいと考えられる。</p>	<p>「基本的項目のうち(1)から(3)までに該当しない資本調達額」には、新株予約権、新株式払込金のほか、自己株式、為替換算調整勘定、その他有価証券評価差損、ノン・ステップ・アップの優先出資証券等も含まれます。</p> <p>ご指摘を踏まえ、告示案第 2 条第 3 項第 1 号イ(4)等を修正致します。</p>
5	第 2 条 第 3 項 第 2 号 イ 等	<p>内部格付手法の場合、第 1 の柱における「所要自己資本の額」のうち信用リスクに係る部分には、UL（非期待損失額）に EL（期待損失額）と引当金との差額を加減したものに、自己資本控除が求められるエクスポージャーに係る当該控除額も所要自己資本の額に加えるかどうか確認したい。</p> <p>(理由) 第 1 の柱に関する告示第 200 条（信用リスクのストレス・テスト）では「信用リスクに対する所要自己資本の額」の定義が明確にされていない。また、平成 18 年 7 月 28 日公表別紙 1 項番 37 を参照した場合、信用リスクに係るリスク量としての所要自己資本額に、自己資本控除が求められるエクスポージャーを加えるかどうか不明確なため。</p>	第 1 の柱における「信用リスクに対する所要自己資本の額」としては、UL（非期待損失額）に EL（期待損失額）と引当金との差額を加減したものに、自己資本控除を求められるエクスポージャーに係る当該控除額を加える必要があります。

番号	条文	意見の概要	回 答
6	第 2 条 第 3 項 第 2 号 ハ・ニ 等	国内基準行において、マーケット・リスク及びオペレーショナル・リスクに係る信用リスク・アセット（分母）の額は、各リスク相当額を 8% で除して算出することとなっているが、その所要自己資本額は、分母の額に 4% を乗じて算出することによいか。	そのような理解で差し支えありません。
7	第 2 条 第 3 項 第 3 号 ロ 等	「信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額」については、その他資産やファンド等、区分毎に分類することができない、または負荷が極めて高いものが存在する。期末残高について区分毎の開示が必須とされる場合、それらの金額については「その他」に区分する等の対応によいか確認したい。	ご指摘を踏まえ、内部格付手法については、告示案第 2 条 第 3 項 第 3 号 等を修正致します。 なお、標準的手法については、その他資産やファンド等を別途の区分ないし「その他」として一括区分することも可能としますが、「その他」に一括区分する場合は、どのような資産が含まれるのか注記する必要があります。
8	第 2 条 第 3 項 第 3 号 ロ (3) 等	「信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類の内訳」の「(3) 残存期間別」における残存期間とは、第 1 の柱に関する告示第 158 条の実効マチュリティを指すとの理解で良いか。	本件開示については、バーゼル II 最終文書（パラグラフ 825, Table 4）において“Residual contractual maturity”とされており、契約上の残存期間別の開示が求められます。
9	第 2 条 第 3 項 第 3 号 チ	適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーの EAD の開示における「当該未引出額に乗ずる掛け目の推計値の加重平均値」については、「EAD－引出額」／「未引出額の総額」で算出しても良いか。	コミットメントの未引出額に乗ずる掛目として、ご指摘の方法も含まれ得ると考えます。この場合、開示情報の利用者にとって意味のある適切な算出基準及び区分を各金融機関が定め、これを継続的に利用することが期待されます。
10	第 2 条 第 3 項 第 3 号 リ 等	「直前期における損失の実績値」及び「過去の実績値との対比」における資産区分毎の集計について、導入前に遡って把握することは困難なことから、十分な猶予期間を設けていただきたい。  (理由) 例えば、「直前期における損失の実績値」及び「過去の実績値との対比」とあるが、規制導入前に遡って資産区分毎の集計が困難な場合には、資産区分毎ではなく、可能な範囲（商品別、格付制度別等）での開示を許容するような猶予期間が必要と考えられるため。	第 3 の柱に関する告示の適用初年度以前（平成 19 年 3 月期以前）の当該実績値については、開示数値の適切性・正確性の確保等のやむをえない理由がある場合には、その理由を開示した上でご指摘の開示とすることで差し支えないものとします。

番号	条文	意見の概要	回答
11	第2条第3項第3号リ等	<p>「直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析」の「要因分析」について、「EL デフォルト」のように新しい概念は、与信関係費用との分析を過去に遡って行うのは極めて困難であるので、平成20年3月末以降に猶予していただきたい。</p> <p>(理由) 導入後しばらくの間は計測方法の見直しが行われる可能性があり、現段階で実績との要因分析は馴染まないと考える。</p>	<p>第3の柱における開示事項は、いずれも金融機関のリスク管理態勢や自己資本比率計算の前提となる要素を示し、市場規律を確保する重要な事項であると考えます。各金融機関は自らの自己資本比率を算出し公表するにあたり、リスク管理態勢や自己資本比率の算出要素の適切性に関する説明責任を果たす必要があります。ご指摘の開示項目についても、その趣旨を踏まえた適切な開示を行うことが期待されます。</p>
12	第2条第3項第3号リ・又等	<p>まず、「損失の実績値」「損失額の・・・実績値」は、第一義的には与信関係費用を指すという認識でよいか確認したい。</p> <p>次に、与信関係費用を指すとの認識の下で、</p> <p>(1)「ソブリン向けエクスポージャー」、「金融機関向けエクスポージャー」、「株式等エクスポージャー」における有価証券関係の損失は、与信関係費用として計上されず、デフォルトに伴うものか否かの判別が困難であることから、当該実績値に含める必要はないとの認識でよいか、また、その場合、対応する推計値は同様に除くとの認識でよいか、確認したい。</p> <p>(2)「引当の戻り」や「引当率の増減」について、どのように取り扱うのか、基準を示していただきたい。</p>	<p>本件開示に際しては、損失の実績値の時系列比較や、損失額の推計値と実績値との比較を提供するとの趣旨を踏まえて、各金融機関が開示情報の利用者にとって意味のある適切な定義を定め、これを継続的に利用することが期待されます。</p> <p>なお、引当金戻入等の取扱いについては、戻入前数値の開示や、当該引当金の繰入時期を考慮した集計等、損失額の推計値との比較が可能となる開示方法への配慮が期待されます。</p>
13	第2条第3項第3号又等	<p>「長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比」については、例えば、①過去に遡って資産クラス毎の推計値及び実績値を把握すること、②長期にわたって過去の実績値の長期平均を得ること、は非常に困難であり、実務的に不可能な場合もある。</p> <p>このため、本件開示については、十分な猶予期間を許容する、または、過去の推計値又は実績値の算出において柔軟な対応を許容する（資産クラス別については、可能な範囲で対応等）等について検討いただきたい。</p> <p>(理由) 本件については、そもそも、新規制が適</p>	<p>本件開示に際しては、損失額の推計値と実績値との比較に関し、各金融機関が開示情報の利用者にとって意味のある適切な定義を定め、これを継続的に利用することが期待されます。この場合、第3の柱に関する告示の適用当初においては必ずしも長期にわたる数値の開示を求めものではなく、適用初年度以前（平成19年3月期以前）の数値については、開示数値としての適切性の確保等の観点から止むを得ない理由がある場合には、当該理由を開示した上でご</p>

番号	条文	意見の概要	回 答
		<p>用される平成19年3月末基準以降の値について比較を行うことがより適当な開示項目であり、バーゼルⅡ実施当初は可能な範囲での開示とすることが望ましいと考える。</p> <p>また、本開示については、バーゼルⅡ最終文書においても、3年間の猶予期間が認められるようになっており、同様の猶予期間を設定するか、または、金融機関側で可能な範囲での対応を許容すべきと考える。</p>	<p>指摘のような開示とすることで差し支えないものとします。</p> <p>なお、第3の柱に関する告示についてはこのような対応を前提に猶予期間は設けず、原案を維持することとします。</p>
14	第2条第3項第4号イ・ロ等	<p>内部格付手法採用行の適用除外資産については、重要性の原則から担保、保証等による信用リスク削減効果の開示を行わないことも可能との理解でよいか。</p>	<p>項番2の回答をご参照ください。</p>
15	第2条第3項第5号ハ	<p>本項目は、ネットィング効果勘案後、信用リスク削減手法効果勘案前の与信相当額を想定していると思われるが、一括清算ネットィングの場合には、取引の区分毎のネットィング後の再構築コストを算出することができず、カレント・エクスポージャー方式による取引の区分毎の与信相当額は算定できないと思われる。このため、開示項目についても、「担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額」に変更すべきと考える。</p>	<p>一括清算ネットィングを行う場合であって、本項目に係る取引の区分毎の与信相当額が計算出来ない場合には、一括清算ネットィング効果勘案前における取引の区分毎の与信相当額と同ネットィングによる与信相当額の削減額とを開示することで差し支えありません。</p>
16	第2条第3項第6号イ(2)等	<p>「原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳」の開示が求められているが、顧客等に追加的な負担を強いることなく、現実的に取得可能な代替データでの対応を許容いただきたい。</p> <p>また、顧客からの裏付資産の状況にかかる報告に基づき入手したデータをもって、本号に定める開示としてよいか確認したい。</p> <p>(理由)</p> <p>&lt;デフォルトしたエクスポージャーの額について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流動化・証券化の契約書におけるデフォルト債権等の定義は、必ずしも告示案の定義と一致しないため、当該データの入手が困難なケースが存在する。</li> <li>・サービシングを顧客等が行っているものについては、告示案にあるデータの開示</li> </ul>	<p>ご指摘の通り、顧客債権の流動化(銀行がスポンサー)の場合、案件の特性(スキーム)によっては、顧客から「三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額」及び「当期の損失額」に係るデータを適時適切に入手することが困難な場合も想定されます。こうした場合に関しては、第3の柱に関する監督指針案(3)④ロに基づき、スポンサー業務のみにより生じる証券化エクスポージャーとその他の証券化エクスポージャーを区別して開示し、前者については現実的に取得可能な代替データを利用することも許容することとします。なお、その際は、その旨注記することが必要です。</p>

番号	条文	意見の概要	回 答
		<p>は顧客から当該データがタイムリーに提出されることが前提となるが、流動化・証券化の契約における顧客等からのレポート提出期限は、銀行の半期開示時期を考慮したタイミングで設定されている訳ではなく、告示案にあるデータの開示が困難なケースが存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現実的対応として、半期開示時期に、顧客等に追加的な負担を強いることのない範囲で、把握可能なデータで代替することを許容いただきたい。</li> </ul> <p>&lt;損失額について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流動化・証券化において裏付資産に発生したデフォルト債権は、劣後部分等を保有する顧客（オリジネーター）がファースト・ロスを負担するものが太宗であり、顧客は再度当該デフォルト債権の債権者となる。</li> <li>・この場合、顧客が行う償却の額や実施時期に関し、流動化・証券化の契約上、報告義務を課しているものはほとんどなく、顧客等に追加的な負担を強いることなく、銀行がその内容を把握することは困難であるため、柔軟な開示対応を認めていただきたい。</li> </ul>	
17	第2条第3項第6号イ(2)等	<p>「原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳」は、各金額について半期中に発生した累積額を記載すべきか、それとも半期末時点の残高を記載すべきか確認したい。</p> <p>また、顧客がファースト・ロスを負担しており、銀行には損失が発生していない場合は、デフォルトしたエクスポージャーや損失の発生はないものとして開示するという理解でよいか。</p>	<p>「三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳」については、半期中に発生した累積額を記載することが想定されています。顧客債権の流動化案件であって、顧客がファースト・ロスを負担しており、銀行には損失が発生していない場合であっても、当該損失額が所要自己資本率（KIRB）の算出の際に参照される場合は、原則、開示が求められます。</p>
18	第2条第3項第6号イ(2)等	<p>「原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳」の、「当期の損失額」の解釈を示していただきたい。</p>	<p>原資産が信用保証協会の保証付き貸出債権の場合、標準的手法では、「当期の損失額」の開示に際し、被保証部分の損失額を0円として認識することとなります。</p>

番号	条文	意見の概要	回 答
		<p>原資産が信用保証協会の保証が付された貸出金の場合、デフォルトした債権については、信用保証協会が全額もしくは一部を代位弁済することとなっているため、被保証部分の損失額を「0」とする対応を認めていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>信用保証協会は、銀行に対して、代位弁済した債権の回収・償却額に関する情報を、一切開示しておらず、銀行が損失額を明記することは実務上不可能。</p> <p>開示をきっかけに、信用保証協会に代位弁済した債権の回収・償却額に関する情報提供を求めることは非現実的と考えられる。</p>	<p>他方、内部格付手法では、所要自己資本率（KIRB）の算出に際し被保証部分の損失額も参照する場合は、当該額も「当期の損失額」として認識することが必要と考えられます。</p>
19	第2条第3項第6号イ(5)等	<p>銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する開示項目として「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳」が新たに追加されているが、「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」は銀行がオリジネーターである場合はバーゼルⅡにおける自己資本から控除する扱いとなっている。当該事項がバーゼルⅡにおける自己資本に算入される扱いであれば開示する趣旨は理解できるが、そもそも自己資本の額から控除する扱いとなっているのであれば、開示項目とする必要はないのではないか。</p> <p>(理由)</p> <p>告示案第2条第3項第6号イ(5)「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳」と第2条第3項第1号イ(5)「自己資本比率告示第17条第項第1号から第4号まで又は・・・の規定により基本的項目から控除した額」は重複感があるため。</p>	<p>告示案第2条第3項第1号イ(5)は、証券化取引によるものも含め、基本的項目からの控除額全体を開示する項目であるのに対し、第2条第3項第6号イ(5)は、証券化エクスポージャーに関する開示項目の一つとして、「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」を原資産の種類別の額も含め開示することが想定されており、両者の目的は異なります。</p>
20	第2条第3項第6号イ、ロ(4)等	<p>銀行がオリジネーターとなる場合には、「直接又は間接に証券化取引の原資産の組成にかかわっている場合」「第三者からエクスポージャーを取得するABCPの導管体又はこれに類するプログラムのスポンサーである場合」があるが、特に後者については、開示項目への該当可能性や重要性等の観点から必ずしも開示を要しないと想定される</p>	<p>告示案第2条第3項第6号イ及び第4条第3項第7号イに規定する証券化エクスポージャーに関する定量項目は、銀行が所要自己資本を算出する際に基本的に有していることが想定される情報であり、当該項目についてのみ柔軟性を許容することは</p>

番号	条文	意見の概要	回 答
		項目が存在しており、柔軟な対応を許容していただきたい。	<p>適当でないと考えます。</p> <p>なお、スポンサーの場合は、ご指摘の通り、該当しない開示項目も存在し得ますが、その際は「0」として算入・計上する等の対応がなされることとなります。</p>
21	第 2 条 第 3 項 第 8 号 へ 等	<p>信用リスク・アセットのみなし計算に該当するファンドについては、株式エクスポージャーとは別に開示するという認識でよいか。具体的には、信用リスク・アセットの算出方式別に、信用リスク・アセット等を開示するという理解でよいか。</p> <p>①ルック・スルー方式（第 1 の柱に関する告示第 167 条第 1 項）</p> <p>②単純過半数方式（同条第 2 項に該当）</p> <p>③運用基準方式（同条第 3 項に該当）</p> <p>④内部モデル手法（同条第 4 項に該当）</p> <p>⑤蓋然性（同条第 5 項に該当）</p> <p>⑥上記のいずれにも該当しないもの（同条第 5 項後半部分に該当）</p>	<p>ご指摘を踏まえ、信用リスク・アセットのみなし計算に該当するファンドについては、別途開示するよう告示案を修正致します。なお、その開示に際しては、当該ファンドがポートフォリオに占める割合等に照らし、重要性が高いと判断される場合には、ご指摘のような信用リスク・アセットの算出方式別の詳細な開示を行うことが期待されます。</p>
22	第 2 条 第 3 項 第 9 号 等	<p>平成 18 年 7 月 28 日公表別紙 1 項番 99 の回答で、「(前略)・・・リスク管理を適切に行っていることを示せば、必ずしも風評リスクにつながるとは考えません。また、開示する金利リスク量は内部管理上使用しているリスク量であり、必ずしも当局に報告するアウトライヤー基準に基づく金利リスク量に限定するものではありません。」としているが、世間一般に当局基準の認識が浸透することにより、内部管理上使用しているリスク量と当局報告用のリスク量のギャップが表面化し、結果としてアウトライヤー基準としてのリスク量が推測され、または誤解を生む事態になるのではないかと（意図的に当局基準より低くなる内部基準を使用しているのではないかと等）。</p> <p>また、定性事項でリスク管理を適切に行っていることを示したとしても、リスク量の計数が独り歩きし、マスコミ報道等による風評リスクが懸念される。</p>	<p>早期警戒制度における「アウトライヤー基準」の報告値は、当局があらかじめ指定する様式等に基づき、ある程度統一された形で、「標準的金利ショック」に基づく「経済価値」の変動額を計算するものです。他方、第 3 の柱においては、金融機関が「内部管理上使用した金利ショック」に対する「損益又は経済価値」の変動額を定量的な開示事項としており（例えば、一定の仮定に基づく保有有価証券等の会計上の評価損益の変動額等）、当該項目は、第 2 の柱における当局への報告値とは、そもそも性格が異なるものです。</p> <p>いずれにせよ、各金融機関においては、金利リスクの適切な管理に努めるとともに、当該リスクの管理手法等について適切な開示に努めていただきたいと思います。</p>
23	第 4 条 第 2 項 第 1	連結自己資本比率算出上の対象会社と連結財務諸表の対象会社が相違する場合、「相	例えば、第 1 の柱に関する告示第 3 条第 1 項では、銀行の「金



番号	条文	意見の概要	回 答
	号イ	違点」を開示することとなっているが、その開示内容を例示していただきたい。	融子会社」について、「連結財務諸表規則第 5 条第 2 項の規定を適用しないものとする」としてあります。また、同条第 2 項では、銀行の「保険子法人等」について、「連結の範囲に含めないものとする」としてあります。
24	第 4 条第 3 項第 1 号等	<p>本条項における「規制上の所要自己資本」とは、バーゼルⅡに基づく連結自己資本比率を計算する際に控除項目の対象となる会社（例：外国の自己資本比率規制が適用される海外拠点やソルベンシー・マージン規制の適用を受ける保険会社等）に対して適用される現地の規制等に基づく所要自己資本額のことであり、現地の規制等に基づき算出される当該会社の自己資本額が、当該規制等に基づく所要自己資本額を下回っている場合の額であると考えてよいか。また、該当する規制がない場合には、本号の算出対象にはならないと考えてよいか。</p>	<p>そのような理解で差し支えありません。なお、平成 18 年 7 月 28 日公表別紙 1 項番 29 もご参照ください。</p>
25	監督指針(2)④	<p>① 開示内容として 3 つのリスク管理の方針等が示されているが、規模・特性等に応じて、一部方針等を省略することも可能と理解してよいか。例えば、中小・地域金融機関は、リスク資本の割当までは行っていないため、記載しないことでもよいか。</p> <p>また、派生商品取引等が極めて少ない場合は、本開示項目の内容を、信用リスク等他の開示項目に含めて記載しても差し支えないか。</p> <p>② 「引当金の算定に関する方針」及び担保を追加的に提供することが必要となる場合の「影響度」について、その開示内容を例示していただきたい。</p>	<p>① リスク資本の割当についての方針を別段定めていない金融機関においては、その旨を開示することで良いと考えます。派生商品取引に係る具体的な開示方法については、各金融機関の創意・工夫により対応していただきたいと考えています。なお、項番 2 の回答もご参照ください。</p> <p>② 本項目に限らず、有効な開示方法は各金融機関の状況に応じて様々と考えられることから、当庁において例示をする予定はありません。</p>
26	監督指針(3)②ロ	<p>期末残高の開示を要する信用リスクに関するエクスポージャーの主な種類別の内訳として、(a)貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス・エクスポージャー、(b)債券、(c)OTCデリバティブが例示されているが（監督指針案(3)②ロ）、複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）の個々の裏付資産については、「個々の銘柄名など信用リスク・アセットを算出するのに必要とする以上の情報を把握することを必ずしも求めるもので</p>	<p>ご指摘の通り、複数の資産を裏付けとする資産については、裏付けとなる個々の資産に係る信用リスク・アセットの算出上必要とされる以上の情報把握を求めものではないことから、当該資産をエクスポージャーの主要な区分の一つとみなして、必要な開示を別途行うこととします。なお、そのような場合、該当しない開示項目も存在し得</p>

番号	条文	意見の概要	回 答
		<p>はない(平成 18 年 12 月 27 日付追加 Q&amp;A 第 48 条-Q1)」とされていることもあり、地域別や業種別等の開示は要しないという理解で良いか確認したい。</p>	<p>ますが、その際は「0」として算入・計上されることとなります。</p>
27	<p>監督指針(3)⑥</p>	<p>監督指針案において、「銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額」については「例えば、ある種の通貨の資産ないし負債に占める割合が5%以上である場合等、必要に応じて通貨毎の内訳を適切に開示しているか。」との記載があるが、VaR を内部管理上重要な指標として用いており、上記経済的価値の増減額を VaR で開示する金融機関で、通貨別の VaR については内部管理に使用していない場合においては (VaR については、通貨間の相関を勘案した後の値を用いるのが一般的であると考え)、必ず通貨別の VaR の開示をしなければならないわけではなく、どのような開示が適切であるかは最終的に各行の判断に委ねられるとの認識でよいか。</p>	<p>そのような理解で差し支えありません。その場合、各金融機関が「内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要」(告示案第 2 条第 2 項第 10 号口等)の中で、当該内部管理上の計算方法の概要について記載することが考えられます。</p>